

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：高岡市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	84.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.6	%
全職員	74.2	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	117.4	%
本庁課長相当職	95.3	%
本庁課長補佐相当職	100.7	%
本庁係長相当職	100.1	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	95.0	%
31～35年	88.8	%
26～30年	90.2	%
21～25年	81.8	%
16～20年	86.3	%
11～15年	87.9	%
6～10年	88.6	%
1～5年	76.8	%

【説明欄】

【任期の定めのない常勤職員】

- ・扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当額に占める男性の割合は89.9%である。
- ・管理職手当について、男性に支給している場合が多く、管理職手当額に占める男性の割合は74.1%である。
- ・勤続年数が短い区分ほど、給与水準の高い医師の職員数の割合が多くなっており、男女の給与の差異が大きくなっている。

【任期の定めのない常勤職員以外の職員】

- ・当該職員については、勤務時間数に応じて職員数を換算している。
- ・会計年度任用職員については、他の職種に比べて給与水準が高い医師等が給与総額に占める男性の割合高く、男性の平均給与額を押し上げている。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。
- * 特定事業主行動計画を連名で策定した任命権者（市長部局、議会事務局、監査委員事務局、農業委員会、消防本部、上下水道局）については、人事管理を一体的に行っており、合算した数値を掲載している。